

「学童保育」について

兼 松 緑

Nursery Care for School Age Children

Midori KANEMATSU

Abstract

Amongst those families in which both parents are working, the problem of the care of their schoolchildren after school hours has become an important issue. The circumstances of such families play a prime part in the afterschool care of these children. In this paper, the author reports on (1) the historical background, (2) the present situation and (3) the future of this type of care.

はじめに

1977年(昭和52年)「子ども白書」のもくじの中で、初めて一項目として取り上げられた、いじめ・非行の問題は、1981年(昭和56年)からの3年間に増加を続け、およそ20万件に達している。1983年(昭和58年)に例をとると、成人を含む全刑法犯の45%を少年(14歳~19歳)が占めており、その大半が中学生によるものだと報告されている。このような現状を、子どもを持つ親は切迫した出来事の一つとして受けとめていると思われる。

このような現象が顕著に現れる原因には、児童・生徒をとりまく社会情勢の変化をはじめ多くの要素が考えられる。第1に、働く母親の増加が考えられる。1977年(昭和52年)の労働省調査によると、働く女性2033万人のうち64%が既婚婦人であり、そのうち84.1%が子どもを持つ母親である。また、その子どもの内訳は30.8%が小学生であると報告されている。このような状況を考えると、多くの児童・生徒たちが家庭に戻ったとき母親に迎えられていない状態にあり、子ども達にとって帰宅時に母親の目が「ある」と「ない」とでは、精神的にも物理的にも大きな違いがあると考えられる。

第2に、子ども達のあそびの少人数化傾向が考えられる。福井県武生市のある小学校のPTAが、全校生徒800名を対象に「あそびについて」のアンケート調査を行った結果「野球、ドッヂボールなどの球技を除くと、集団で遊ぶことがほとんどなく、なかには『ひとりで壁を相手にキャッチボールやサッカーをする』と答えた者がおり、その数は44名(5.5%)であった。」(福井新聞、1983年6月29日付)との報告がある。このように子ども達の少人数化傾向は、都市・農村を問わず広がっている。このことは、集団あそびから芽ばえる相手への思いやり、人との協調、人との連帯感、そこから生まれる歓び、安心感などの発達を阻害するであろう。さらに、

このような孤立化・孤独化傾向に拍車をかけるものとして「塾通い」が考えられる。1984年(昭和59年)に実施された調査によると、塾・けいこ事などに通っている生徒は(1年~6年通算)87.7%，そのなかには3つ以上重複して通っている生徒もみられる。(三和銀行調査)

筆者の子ども時代、昭和30年代を考えるならば、多くの子ども達はそろばんか習字の塾に週1度通う程度で、家庭に帰ると学年・クラスの枠をはずれ、町内の低学年・高学年の子ども達と一緒にになってのびのびと遊んでいた。常に5~6人のグループができ、おにごっこ。基地づくり。さかなとり。つくしとりなど自然を相手に遊んでいた。自転車に乗れるようになると片道30分以上かけて遠くまで遊びに行き、帰りが遅くなつて母親たちにさんざん叱られたものだ。1964年(昭和39年)まだ多くの遊び場が存在したであろう時代に、すでに「子ども白書」の中で遊び場不足の問題が一つのテーマとして取り上げられていることからしても、当時の子ども達がいかに遊んでいたかがよくわかる。

日本の社会情勢は、高度経済成長を通して急激に変化し、その中で子ども達をとりまく情況も激変した。「児童・生徒たちは熾烈な競争の中で塾に追いたてられ、塾のない日はひとりあそび。地域とのつながりは希薄になり、その上母親の目がなくなってしまったとしたら……。」これは悪い条件が重なりすぎた状態かもしれない。しかし、ひとつやふたつの条件は誰にでもあてはまるのではないだろうか。

このような、現状を前にして耳にしたのが「学童保育」である。「学童保育」は1950年代の母親・婦人運動のなかから、働く母親たちの生活要求に基づいて生み出されたものである。最初は小さなグループの活動であったものが、1970年代になると「学童保育」の運動・研究もしだいに深まり、運動体としての組織、全国学童保育連絡協議会が作られた。同協議会では「学童保育」の果たす役割を次のように述べている。

- (1) 共稼ぎ家庭、母子・父子家庭の親の働く権利を守り、家庭全体の生活を守る。
- (2) 共稼ぎ家庭、母子・父子家庭の児童の下校後の生活を守る。
- (3) 異年齢の子ども達の生活づくりを通して、発達を促す場とする。
- (4) 子どもを幸せにするという地域における運動の一単位とする。
- (5) 失われた地域の教育力回復の一翼をになうことができるようとする。

(学童保育年報 No. 1 1978年 一声社)

(1), (2)の考え方のなかには憲法・児童憲章・児童福祉法・教育基本法の精神が内包されており、(3), (4), (5)では「学童保育」の実践・運動の課題を示している。「学童保育」運動では、このような考え方を基本におき、学童保育専用室を、働く婦人が子どもを預けるという単なる施設とするのではなく、地域社会の基本的施設となるよう積極的な活動を続け、そのひとつの方針として、国や自治体への請願活動を行っている。

しかし、「学童保育」をとりまく状況はけっしてよいとはいえない。この運動は、働く母親たちという下からの力ででき上がってきたものであるため、資金面での問題が常に運動を抑制してきている。このことから発生する指導員の身分保障、児童専用室の確保、活動内容の問題など不確定の要素が多い。特に名古屋において児童専用室の確保の問題は深刻であり、多くの地区がプレハブ小屋で保育を行っているのが現状である。

このように不確定な要素・困難な問題を多く抱える「学童保育」活動ではあるが、「働く母親たちが母親たちの手で安心して自分たちの子どもを育てたい。」という熱意は魅力的であった。今回は以上の状況をふまえて、

- (1) 「学童保育」の歴史 (概略を述べる)
 - (2) 「学童保育」の現状 (特に名古屋市に例をとり述べる)
 - (3) 「学童保育」の今後 (将来への期待を述べる)
- の 3 点について、名古屋市学童保育連絡協議会の協力を得て報告する。

「学童保育」活動の歴史

(1) 「学童保育」とは

歴史を述べる前に、現在行われている「学童保育」の運営主体を明らかにする。「学童保育」とは、子どもを持つ働く父母たちが集まり、グループを結成し、自分たちの手で子ども達を保育・育成するものである。以下のような手順で「学童保育」が行われる。

- ① 「学童保育が必要である」と考える父母が集まりグループを作る。
- ② 保育場所をさがし、資金を出し合い、指導員をさがす。
- ③ 父母たちの手で運営を行う。

(2) 「学童保育」の歴史

① 戦前の活動

「学童保育」ということばが生まれたのは戦後であるが、戦前にも学童を保育した例は見られる。すでに、1904年(明治37年)において神戸市婦人奉公会が「児童保管所」を設けて、保育を行っている。これは、日露戦争に出征した兵士・戦死した兵士の遺族・家族で、働かなければ生活できない母親のために、幼児を原則としながら、学童も含めて預かったものである。その後、大正時代になるとセツルメント活動や隣保館事業の中で「学童保育俱楽部」として現れ、一部の保育園でも低学年児童まで保育した例がみられた。1933年(大正8年)に東京四谷の二葉保育園が小学校部を設けたと記録に残っている。

② 戦後の活動

第二次大戦後、最初に「学童保育」に着手したのは、私立保育園やセツルメント活動を行う児童館・隣保館であった。1948年(昭和23年)に大阪の今川学園が、児童福祉法を適用して「学童保育」を始めたのが最初であり、その後、大阪市内をはじめ各地域の児童館・隣保館に広がっていった。

これまでに述べた活動に共通している点は、第三者が「働く母親・そのために放置されている児童・生徒のために」行った活動であるということである。「働く父母が自分たちの手で運営する」という本来の意味での「学童保育」の活動が芽ばえるのは、1950年代後半に入ってからである。そこまでにたどり着くには、戦前と同じように第三者、先駆的な保育園長・保母などの手によって行われていた。しかし、この実践がやがては「学童保育」運動へと発展したのである。東京では、1956年(昭和31年)に北区の労働者クラブ保育園で、卒園児の父母たちが共同保育を始めたが、この活動は運営難のため10ヶ月で活動停止を余儀なくされた。しかし、2年後の1958年(昭和33年)に同地区豊川保育園と協力して、町内自治会立の「豊島こどもクラブ」を誕生させた。この経験を学んで、各区の私立保育園において卒園児の父母を中心とした「学童保育」が始められた。

一方、大阪では四貫島小学校教師のPTAに対する働きかけによって、1960年(昭和35年)に「ひまわり教室」が発足した。

③ 生活要求としての「学童保育」

こうした取り組みが、東京における住宅団地の住民運動の中に広がっていった。1954年(昭和

29年)当時の公立の保育所は救貧対策の方向づけが強く、自分たちの実状にあった保育所づくり。幼稚園づくりが差し迫った問題として考えられ、活動が始まっていた。青戸団地(葛飾区)をはじめいくつかの団地では、集会場を借りて産休あけから学齢前までの児童を共同保育し自らの手で運営した。中には幼児60名を保育する共同保育所もあった。やがてその幼児たちが学齢に達した時、「学童保育」づくりに発展し、1963年(昭和38年)には中青戸小学校の校庭にプレハブ建ての「学童保育所」が誕生した。

1960年代に入ると、政府がおし進める高度経済成長政策によって国民の生活は大きく様がわりをみせた。その中で企業は、高度経済成長を助ける担い手として婦人の雇用を進めた。1963年(昭和38年)からの5年間に、婦人労働者数は185万人に増えている。その約半数が、中学生以下の子どもを持つ母親であった。働く婦人たちの多くは、最初、より豊かな生活を維持していくために働き出したのであろうが、仕事を続ける間に仕事への自覚と誇りを持つに至った。そして、「働き続けるために、我が子の帰宅後の生活を安全に、しかも健全に」と考える「学童保育」要求がもり上がり、運動が組織化されていった。

④ 自治体の施策

東京に広がりをみせた「学童保育」運動は、都庁への補助の交渉を目的として1962年(昭和37年)に「東京都学童保育連絡協議会」を結成した。その後、1963年(昭和38年)に東京都では学童保育補助事業を開始することになり、初年度は9ヶ所で実施され、翌年31ヶ所に増加した。その結果、都内で活動していた「学童保育」はその中に吸収された。

同年、横浜市でも教育委員会が「留守家庭児童保護育成実験校」を10校指定し活動を始め、翌年には、民生局が「青少年の家」10校を開始させている。また、川崎市では1962年(昭和37年)に民生局所管で青年会館に「生活クラブ」、1964年(昭和39年)には教育委員会が小学校内にプレハブの「家庭学級」を開始した。

このような施策を具体化していった中心は革新自治体であった。全国の学童保育数は、

1967年——515ヶ所	1976年——1932ヶ所
1980年——3938ヶ所	1983年——4910ヶ所

と増加し、47都道府県621の自治体に分布するに至った。

⑤ 国の施策

こうした地方自治体の動きとは別に、国としても世論から「カギッ子」ということばが生まれ、留守家庭児童の問題が社会的関心事となると、児童の「健全育成」対策を迫られることになった。その対策として、厚生省は1963年(昭和38年)に初めて児童館に対して国庫補助を行った。この国庫補助の内容は、「家庭・地域環境、交友関係等に問題があり指導を必要とする者」を対象とし、「年齢は3歳以上の幼児から小学校3年生までで、必要があればその他の児童も受け入れ可」としている。しかし、実際には「午前中を幼児、午後に児童を受け入れる」など融通性に乏しく、また児童館増設にあたっては、農村地区を優先するなど実状に合致しないものであった。

1966年(昭和41年)に文部省も「留守家庭児童育成事業」を開始した。この事業は、児童館において育成事業を実施する市町村に対し、経費の3分の1を補助するものであった。そのため、すでに何らかの形で共同保育を実施していた自治体では、東京都を除いて共同保育はこの事業の中に吸収されていった。また、大阪市・名古屋市など多くの市町村がこの事業を開始することになった。

ところが、1971年(昭和46年)に文部省はこの事業を打ち切り、「校庭開放事業」に統合した。

そのため、各自治体では多くの混乱が発生したが、ほとんどの自治体が単独事業として継続することとなった。

⑥ 「都市児童健全育成事業」1976年(昭和52年)成立まで

「留守家庭児童会」は、ひき続き自治体の手で実施されてはいたが、数が少ないと、条件が整わないことなどから、各地で新しい共同保育の運動が芽ばえ自治体に向けて補助金助成運動が展開された。その中で、東京都をはじめとする革新自治体では活発な活動がみられ、1970年代に入ると東京都では、指導員の正規職員化を検討するとともに「学童保育」を児童館事業の中に位置づけ、事業として制度化した。

大阪府では1970年(昭和45年)に革新知事が誕生したことでの補助が実現し、名古屋市では1972年(昭和47年)に助成が始まり、本山市政によりプレハブリース方式へと発展をみせ、埼玉県でも革新県政により1973年(昭和48年)に県負担金補助が開始された。

⑦ 「都市児童健全育成事業」成立

このような動きの中で、各地の「学童保育」運動は横の連絡を密にするため、1962年(昭和37年)より、すでに結成されていた「東京都学童保育連絡協議会」を中心に全国組織化されるに至った。その結果、大阪府・神奈川県・愛知県で研究集会が開かれ、各地で協議会が結成されていった。

また、同協議会は1972年(昭和47年)に学童保育の制度化を要求するため、「制度化試案」「指導要領試案」を作成、これを基に1973(昭和48年)11月、8万余名の署名と共に国会請願を行い採択された。そして、翌年50年度予算に3億5千万円の「留守家庭児童育成費」として概算要求に計上されたが、ゼロ査定となった。51年度予算では、厚生省は当初4億7百万円を要求したが、1次査定でゼロとなり、復活折衝の末、内容の変更を加えられ1億1千7百万円の「都市児童健全育成事業費」が予算化された。

この国家予算計上の動きとは別に、1974年(昭和49年)に総理府が行った「婦人に関する諸問題」の調査報告では、「学童保育」の制度化の必要性を提言しており、全国学童保育連絡協議会では、51年度予算化実現にむけ50万署名運動を展開した。また、大阪府議会、埼玉県議会をはじめとする多くの地方議会から「学童保育の制度化」についての意見書があげられ、全国市議会でも、国への51年度予算に対する要望書に「学童保育の制度化」についての一項目が取り上げられるなど活発な動きがみられた。

この一連の活動の中で、1976年(昭和51年)「都市児童健全育成事業」が予算化され現在に至っているのであるが、けっして十分なものではなかった。

「学童保育」の現状

「学童保育」は、歴史の概略からも明らかのように、社会の要求に応えるかたちで民間・自治体そして国が対応して成立してきた。しかし、地域によってその要求は様々なものがあるため、「学童保育」の実施方法・活動内容なども多岐にわたっている。

本節では、「都市児童健全育成事業」の内容を明らかにし、児童館活動との関わりを示し、名古屋市の「学童保育」活動を例にあげて現状を述べる。

① 「都市児童健全育成事業」の内容

育成事業が開始され、国からの補助金の交付が始まったことは自治体の施策を進めるために大きな影響を与え、この予算を使用してこれまで「学童保育」の成立していなかった地域にも運動が広がり、新設されてきている。

表1 「都市児童健全育成事業」費の推移

年 度	事 業 総 額	児 童 育 成 ク ラ フ			
		政 府 予 算	単 価	対 象 市	対象クラフ数
	万円	円			
1976	1億1,700	300,000	100	725	
1977	1億800	300,000	100	925	
1978	1億1,240	324,000	100	925	
1979	1億4,500	441,000	100	925	
1980	1億4,969	456,000	100	925	
1981	1億5,643	477,000	100	925	
1982	2億1,862	502,000	100	1,275	
1983	2億6,000	502,000	100	1,665	
1984	2億8,535	512,000	100	1,850	
1985	3億2,655	529,000	100	1,996	

全国学童保育連絡協議会パンフレット「学童保育」より

予算の推移は表1に示されるように、僅かずつではあるが増加している。

この事業は、都市における児童の福祉の増進に資することを目的として実施されたものである。しかし、その基本方針の中で「……都市における児童館、児童遊園、学校体育施設開放事業等の現状に照らし、これらの必要な条件の整備が図られるまでの経過的措置として、この事業は、地域の自主的な活動を助長するという奨励的観点から、一定期間実施するものである。」と明記され、事業の実施主体として「原則として人口5万人以上の市又は特別区とする。」¹⁾という制約が加えられている。そのため、自治体が「学童保育」をおし進めようとしても、国から十分な助成を得ることができないのが現状である。

② 児童館活動との関わり

「学童保育」活動の歴史の節でも述べたように、児童館への国庫補助は1963年(昭和38年)から始まっているが、翌年、新たに「国庫補助による児童館の設置運営について」(次官通知、1964年)という通知が出された。これに関して、厚生省は「全市町村に二ヶ所、人口3万人以上の市については、3万人に一ヶ所の割合で加算することとし、当面は保育所・幼稚園など幼児教育、教育関係施設の未設置市町村および留守家庭児童多発市町村に先行設置する。」と説明している。このことからわかるように、人口に対する児童館数は非常に少なく現在もなおその状況は変わっていない。(現在、名古屋市においては、各区に1ヶ所の割合で設置されているのみである。)児童館数の問題だけを考えてみても、児童館活動は「学童保育」運動の要求(学区に1ヶ所の設置)を十分に満たすものとはなり得ていない。

1980年代のオイルショック以後、国は財政危機に直面し、国家予算をゼロシーリングとすることを基本とした。このため、そのしわ寄せが福祉・教育面にも強く現れはじめ、「都市児童健全育成事業」にも見直しが波及した。そして国や一部自治体は「行政改革」を理由に「学童保育は児童館で行なう。」「学童保育運動の児童館活動への一元化」を進めようとし、現在もなお、このような動きが様々な形態をとってみられる。

③ 名古屋市の現状

名古屋市においては、1969年(昭和44年)に「愛知県学童保育連絡協議会」が結成され、学童保育数は昭和57年度調べで145、現在は180余数となっている(表2)。また、表3で示される

表2 留守家庭児童区別実態調査表（小学校1～3年）昭和58年3月末現在

小学校数	学童保育数					学所童在保学育区数	57年						
		児童館	育成会	未助成	計		小学校1年生～3年生				在籍児童数(%)		
							留守家庭児童数(人)						
							1年	2年	3年	計			
千種区	15	1	15	0	16	11	196	269	333	798	7,078 11.3		
東区	9	1	3	0	4	4	82	96	131	309	2,868 10.8		
北区	18	1	14	0	15	10	328	334	403	1,065	7,967 13.4		
西区	19	1	7	0	8	7	191	224	290	705	6,418 11.0		
中村区	18	1	0	5	6	6	193	278	284	755	6,417 11.8		
中区	12	1	2	0	3	3	77	75	93	245	2,391 10.2		
昭和区	11	1	3	0	4	4	94	114	126	334	4,117 8.1		
瑞穂区	11	1	6	0	7	7	140	148	197	485	4,987 9.7		
熱田区	7	1	4	0	5	4	104	118	112	334	2,555 13.1		
中川区	23	1	12	1	14	9	367	449	559	1,375	9,336 14.7		
港区	19	1	5	2	8	8	316	368	458	1,142	7,054 16.2		
南区	17	1	9	0	10	8	321	338	396	1,055	7,171 14.7		
守山区	15	1	10	0	11	10	327	396	445	1,168	7,638 15.3		
緑区	21	1	12	0	13	11	312	409	488	1,209	9,048 13.4		
名東区	17	1	10	0	11	10	207	261	308	776	7,349 10.6		
天白区	13	1	9	0	10	9	163	211	235	609	5,246 11.6		
計	245	16	121	8	145	121	3,418	4,088	4,858	12,364	97,640 12.7		

名古屋市学童保育連絡協議会 第3回総会討議資料より (1983年)

表3 留守家庭児童育成会「助成金」の推移

項目 年度	助成金内訳				年間総額		新設補助万円	家賃補助		
	人件費（指導員1人当たり）			運営費月額 (D) 円	児童15～20人（指導員1人分）円	児童20人以上（指導員2人分）円				
	月額 (A) 円	特別手当て年額 (B) 円	長期休業中の午前対応手当て(C)円							
47	26,400	—	—	8,000	—	—	10	—		
48	30,000	—	—	8,000	441,600	787,100	10	—		
49	34,000	68,000 (2ヶ月分)	—	8,000	572,000	1,048,000	10	—		
50	44,000	88,000 "	—	8,000	712,000	1,328,000	10	—		
51	48,400	96,800 "	—	8,000	773,600	1,451,200	10	—		
52	51,400	102,800 "	—	9,000	827,600	1,547,200	10	—		
53	54,700	109,400 "	—	9,000	873,800	1,639,600	10	—		
54	56,700	136,000 (2,4ヶ月分)	—	10,000	936,400	1,752,900	15	—		
55	58,800	141,100 "	—	10,000	966,700	1,813,400	15	—		
56	61,500	147,600 "	—	10,000	1,005,600	1,891,200	15	—		
57	64,600	155,040 "	—	10,000	1,050,240	1,980,480	15	*		
58	64,600	155,040 "	64,600	10,000	1,114,800	2,109,600	15	*		
	$\frac{12A + B + C}{12} = 82,900$ (毎月の助成額)				(1ヶ月 92,900)	(1ヶ月 175,800)				

(注) *「家賃補助」—57年度より新設、家賃の1/2補助、但し上限15,000円

「学校長期休業中の午前対応手当」—58年度より新設、春・夏・冬休みの年間50日間に、1日2時間の補助
名古屋市学童保育連絡協議会 第3回総会討議資料より (1983年)

ように、人件費用の推移をみると助成金の水準がいかに低いかがわかるであろう。さらに、名古屋市の小学校では一斉下校を実施しているため、児童専用室として校庭の一部を使用することが不可能である。そのため、プレハブリース方式という独自の方法が採用されている。この方式は、「学童保育を行いたいグループが自分たちで土地を借り、市へその旨を申し出ると、市と契約しているリース会社が建て物を建設し、以後の管理は学童保育グループが行う。」というものである。多くの場合、「学童保育」はプレハブ専用室によって行われているが、一部では借家を使用して行われている。本来、「学童保育」では、児童・生徒の激しい活動が避けられないものである。そのためプレハブ専用室、借家とも老朽化の進み具合は通常に比べかなり早い。さらに借家の場合、家主が傷みを予想して設備の整った家を借してくれないのが現状である。このような老朽化した建て物は、外見上よい印象を与えていないと思われる。

運営面では、区の民生委員など公的資格を持つ人と指導員、父母が運営委員会を構成し、その委員会が中心となって、運営内容の検討や行事の計画を行い実施している。

活動資金について、現在、公的補助金の対象は小学校3年生までで、しかも3年生以下の児童が15名以上揃わないと助成されていない。一例として、3年生以下が10名、4年生以上が6名という学童保育グループは、助成が受けられない。(表2「学童保育数、未助成」がこれにあたる。)助成を受けている学童保育グループでも、父母負担金は名古屋市平均で1万円ほど必要となっており、父母負担金のほかに父母、指導員、児童、生徒が参加して、休日に廃品回収・バザーを行い資金調達にあたらなければならないのが現状である。

④ 原学童クラブ

原学童クラブは、天白区原一丁目に所在する。ここに紹介するのは、収容人数が多いことはもちろんであるが、父母・指導員の運営への取り組みに注目すべき点があったからである。指導員が綴った通信「はらっぱ」を通して、子供たちの問題、父母の考え、指導員の悩み、周囲の目などが実感として伝わってくる。また、その通信をまとめた冊子「はらっぱ'84」の冒頭にある、父親のことばより父母たちの「学童保育」への取り組みの深さをうかがうことができる。以下「はらっぱ'84」よりの抜粋を示す。この抜粋から「学童保育」のもつ良さの一例を見ることができると思われる。

⑤ 名古屋における児童館の活動

現在、名古屋市の児童館においても「児童クラブ」という名称で、帰宅後の児童・生徒の育成活動を行っている。また、指導員は市の嘱託という形をとっている。そのため父母会は構成されているが、父母負担金はない。

ここで問題になることは、児童館は区に1つしか設置されておらず、児童館のある学区のどこも達だけしか利用しにくいという点である。



図 はらっぱ'84
名古屋市・原学童クラブ発行「はらっぱ」より(1984年)

親の目からみた「はらっぱ」

醜 翻

「学童保育」の今後

近年、「学童保育」の増加にともない、各方面から多くの批判がみられるようになった。その要点は、

- ① 「学童保育」は「子どもを過保護している。」「閉鎖的体質をもっている。」「児童・生徒の差別につながる。」など偏見的な批判がある。その延長として「地域の子ども達は地域の子ども達と共に育成されるべきだ。」という理由で、「学童保育」を一括し、児童館活動へ吸収しようとする動きがある。
- ② 「学童保育」への助成は、「学童保育」に参加する一部の子どもへの助成となり不公平である。

というものである。これは名古屋においても例外ではない。このような厳しい情勢の中にある「学童保育」ではあるが、女性のめざましい社会進出、共稼ぎ家庭の増加など今後の社会情勢を考えるとき、「学童保育」に寄せられる期待はより大きくなるのではないかと考える。

しかし、現状のままの「学童保育」活動では、この期待に対応することは困難であろう。「子ども白書」(1978年「学童保育の運動は」と題して)の中で、「各地区の学童保育連絡協議会は、地域の学童保育の発展に責任を負う組織として、

- ① 新・増設の運動をすすめる。
 - ② 改良・改善の運動をすすめる。
 - ③ 指導員の研究、実践をはげまし援助する。
 - ④ 子どもの幸せを求めて運動する他団体との連帯を進める。
- ことが大切である。」と指摘している。

このように、今後の「学童保育」の運動は、地域コミュニティーの再生を目的とした運動の展開が重要課題となるであろうし、その基礎づくりとして公的な責任・扶助を求める運動を進め、学童保育の制度化を計って行くことが重要となってくる。

おわりに

本報告は、「学童保育」の概要を述べたものである。これをまとめるにあたって「社会の中で新しい運動を進めて行くことは、多くの障害がつきまとい、通常の努力では達成できない。」という感をいだいた。しかし、それでもなお「学童保育」という新しい動きは、社会の要求にそって大きく発展するのではないかとの予感を禁じ得ない。

現在、学童保育指導員の身分は不安定で、「学童保育」から得られる収入だけでは生活できない状態である。多くの指導員の場合、生活のために退職、もしくは退職せざるをえない状況である。しかし、最近の傾向として、名古屋市学童保育連絡協議会事務局長の言によると、「春先は、短大の保育科を中心に指導員の問い合わせが多数あり、ある学童保育グループの場合指導員1名の募集に対し5名もの応募があり、その選考にはグループの父母たちがあつた。」とのことである。

以上のことから「学童保育の制度化」がなされ、指導員の身分保障も確立されて行けば、児童への愛情にあふれ、教育心に燃えた学生たちの活躍の場になり得るのではないかと思われる。

今後も、「学童保育」の動きに注目していきたいと思う。

参 考 文 献

- 1) 厚生省発児第127号：都市児童健全育成事業実施要綱(1976. 7. 30)
- 2) 上笙一郎・山崎朋子：日本の幼稚園，理論社(1976)
- 3) 全国学童保育連絡協議会編：学童保育年報No.1，一声社(1978. 11)
- 4) 全国学童保育連絡協議会編：学童保育年報No.2，一声社(1979. 9)
- 5) 全国学童保育連絡協議会編：学童保育年報No.6，一声社(1983. 11)
- 6) 全国学童保育連絡協議会編：学童保育年報No.7，一声社(1984. 10)
- 7) 全国学童保育連絡協議会編：日本の学童ほいく10月号，一声社(1985)
- 8) 全国学童保育連絡協議会発行：学童保育(1985)
- 9) 日本子どもを守る会：子ども白書1964年版，10～21，草土文化(1964)
- 10) 日本子どもを守る会：子ども白書1977年版，202～210，草土文化(1977)
- 11) 日本子どもを守る会：子ども白書1984年版，111～115，草土文化(1984)